

2020年7月16日号
No.14

対策本部ニュース

発行：全建総連コロナ対策本部
東京都新宿区高田馬場 2-7-15

家賃支援給付金 7月14日受付開始

最大で法人に600万円、個人事業者に300万円

中小企業庁は7月7日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減収となった中小企業や個人事業者などへの地代・家賃（賃料）補助である「家賃支援給付金」の申請受付を7月14日から開始しました。申請はオンライン限定で、最大で法人に600万円、個人事業者に300万円を一括で補助します。

これは、2020年度第2次補正予算で実施されるもので、以下は、その概要です。

支給対象

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

支給条件

5～12月のいずれか1ヵ月の売上が前年同月比50%以上減少、連続する3ヵ月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少していること

※売上減少の要件はこれからコロナ対策として休業を行う場合でも満たすことが出来ます

対象経費

自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料の支払い

給付額

申請時の直近1ヵ月の支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍（6ヵ月分）の賃料の補助を行う

	支払月額賃料	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払い賃料×2/3
	75万円超	50万円+〔75万円の超過分×1/3〕 （※上限は月100万円）
個人事業者	37.5万円以下	支払い賃料の2/3
	37.5万円超	25万円+〔37.5万円の超過分×1/3〕 （※上限は月50万円）

必要な書類

中小企業の場合、①契約書など賃貸借契約を証明する書類、②銀行、通帳の写しや振込明細書など直近3ヵ月分の賃料支払いを証明する書類、③本人確認書類（運転免許証等）④2019年分の確定申告書別表や法人事業概況説明書の控え、e-Tax利用なら受信通知、確定申告書や売上台帳といった売上減少を証明する書類、⑤その他、口座情報として表紙など通帳の写しなど

オンライン申請限定ですが、「持続化給付金」同様に商工会議所などにサポート会場が7月15日から完全予約制で設置されています。中小企業庁では家賃支援給付金は持続化給付金より書類が多く、持続化給付金の申請から給付まで2週間よりは時間がかかるとみています。約250万社・者からの申請が見込まれています。

国交省が感染予防ガイドラインを改訂 熱中症予防対策の取り組み事例拡充

国土交通省は、7月1日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を医学的見地や季節の変化を受けて改訂し、現場の熱中症リスクを軽減するための対策を追加しました。熱中症リスク軽減に効果のある、空調機能が付いた作業服、冷感素材のマスク、スポットクーラーの設置などの事例を拡充。屋外で人と十分に距離を確保できる場合は、マスクを着用しないことも現場で周知するとしました。

ガイドラインは、建設現場やオフィスで「3密」を回避するための基本的な感染予防対策を整理したもので5月14日に策定されました。今回、感染予防対策に伴う熱中症リスクを軽減するため、熱中症予防として各現場で行っている事例が追加されました。

具体的には、体温上昇を回避するためにマスク着用に関して「マウスシールドやフェースシールド」「冷感素材のマスク」「空調機能がある作業服」「首掛けクーラー」などの活用を紹介。現場や休憩所に関しては「スポットクーラーや扇風機、ドライミスト発生装置の設置」「屋外作業の現場では送風機での通気性確保」「テント付きの休憩所設置」などが示されています。

また、少なくとも2人以上の人と人との距離を確保できる場合は、マスクを外すことも推奨しました。

感染拡大の防止に向けては、従業員に対し、厚生労働省が無償提供している接触確認アプリ「COCOA」の利用を呼び掛けることも求めています。



熱中症リスク軽減等のための取組事例＝国交省資料

日建連がコロナウイルス支援制度の手引作成

日本建設業連合会（日建連）が、「建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き」を作成、公表しました。この手引きは、国等（地方公共団体は除く）による経済支援策のうち、新型コロナウイルス感染症により工事中止等の影響を受ける事業者・技能労働者が活用できるものについて、その利用主体別に取りまとめたものです。6月26日に第1版が公表され、7月9日には、家賃支援給付金の問い合わせ先を追記、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の内容を更新するなどの改訂が行われています。

助成金や給付金など多岐にわたる支援策を集約し、QRコードも付けるなど利用のしやすさが配慮されており、日建連のウェブサイト（下記のURL）からダウンロードすることができます。

http://www.nikkenren.com/rss/pdf/1496/200709_tebiki_kaitei.pdf

ご報告・ご協力をお願いします 新型コロナ相談・各種申請支援状況調査 結果を各省庁・政党要請に活用

新型コロナウイルスによる現場休止や外出自粛要請などによって工事売上が減少するなどして事業運営等に苦慮されている組合員・会員に寄り添いながら、各県連・組合で、様々な相談や給付金等の申請支援活動に奮闘されています。

全建総連では、今月からの国や政党への要請に、こうした活動を報告、活用させていただくため、6月末までに受け付けた相談件数や給付金等の申請支援状況について調査しています。

お手数をおかけしますが、全建総連発第60-172号（6月30日付）に添付された調査票により、各県連・組合での、①窓口相談・電話相談に対応した延べ件数、②持続化給付金・雇用調整助成金・特別定額給付金等の申請支援件数をまとめて、7月17日（金）までに報告いただけますようよろしくお願いいたします。

提出はEメール(juutaku@zenkensoren.org)またはFAX(03-3209-0538)で、住宅対策部宛にお願いします。

【新型コロナ関連の記事・写真を募集中】

「対策本部ニュース」では各県連・組合の対策活動や組合員の実態等を取り上げていきます。

原稿や写真を教宣部宛てにメール（E-mail：kyousen@zenkensoren.org）へ送付をお願いします。締切りはありませんので、随時受付をしています。